

2019年2月

ご投資家の皆様へ

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

「LM・成長国ブルーチップ社債ファンド（毎月分配型／為替ヘッジあり）」  
「LM・成長国ブルーチップ社債ファンド（毎月分配型／為替ヘッジなし）」  
信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「LM・成長国ブルーチップ社債ファンド（毎月分配型／為替ヘッジあり）」および「LM・成長国ブルーチップ社債ファンド（毎月分配型／為替ヘッジなし）」は、2019年2月21日時点の受益者の皆様を対象に、下記のとおり信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きを行いますので、お知らせいたします。

何卒、ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 書面決議を行う理由

各ファンドについては、2012年10月5日に当初設定後、主に新興国の企業が発行する米ドル建ての社債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行ってまいりましたが、2019年1月末現在の純資産総額は、「為替ヘッジあり」が約2.1億円、「為替ヘッジなし」が約1.4億円と、各ファンドとも運用を行うための適切な資産規模（信託約款で信託終了（繰上償還）の基準と規定する金額）である20億円を下回る状況が続いております。また、各ファンドが投資している「LM・成長国ブルーチップ社債マザーファンド」においても、信託財産の純資産総額が2019年1月末現在で約3.6億円まで減少し、効率的な運用が困難な状況となっております。

弊社では、各ファンドの運用を継続するために対応策を検討してまいりましたが、前述の状況を鑑み、信託終了（繰上償還）することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、繰上償還に関する書面決議の手続きを取ることといたしました。

### 2. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の日程および手続き

①書面決議対象受益者確定日	2019年2月21日
②議決権行使期間	2019年3月25日まで
③書面による決議の日	2019年3月26日
④信託終了（繰上償還）予定日	2019年4月12日

2019年3月26日に、2019年2月21日時点の各ファンドの受益者\*を対象にそれぞれ書面決議を行い、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決された場合、信託を終了（繰上償還）いたします。

なお、書面決議が否決されたファンドについては、信託終了（繰上償還）は行いません。

\*2019年2月20日以降に取得申込みを行い各ファンドの受益者となる方は、上記手続きを行う権利がございませんのでご注意ください。

以上